

国民健康保険制度加入の皆様へ

長洲町国民健康保険運営にご協力いただきありがとうございます

～平成31年4月から国民健康保険税率を改正しました～

4月1日から国民健康保険税率を改正しました。
 この国民健康保険税率は、被保険者の皆様の医療費によって左右されます。
 このため日頃から町で行う健康診査等を受診し予防に心がけ、病気の早期発見・早期治療による医療費の増加の抑制にご協力をお願いします。

平成31年度からの税率	加入者全員			40歳以上 65歳未満の人	合計
	賦課方式	医療分	支援分		
所得割 ⇒ 前年度の所得－基礎控除33万円	8.95% (8.05%)	2.92% (3.75%)	1.70% (3.20%)	13.57% (15.00%)	
資産割 ⇒ 固定資産税額に対して	10.00% (30.00%)	0.00% (4.15%)	0.00% (4.85%)	10.00% (39.00%)	
均等割 ⇒ 加入者1人あたり	25,500円 (25,500円)	7,800円 (8,600円)	9,200円 (10,800円)	42,500円 (44,900円)	
平等割 ⇒ 加入1世帯あたり	23,500円 (23,500円)	6,200円 (8,400円)	0円 (6,200円)	29,700円 (38,100円)	

()内は平成30年度の税率及び税額

モデル世帯①
年間保険税額 6,500円減

夫 (70歳)	年金収入 180万円 (所得 60万円)
妻 (70歳)	年金収入 80万円 (所得 0円)
固定資産税額 2万円	

	医療分	後期分	介護分	年税額
平成30年度	6万4,900円	2万3,700円	課税なし	8万8,600円
平成31年度	6万3,400円	1万8,700円	課税なし	8万2,100円
増減	△1,500円	△5,000円	±0円	△6,500円

モデル世帯②
年間保険税額 20,800円減

夫 (65歳)	給与収入 180万円 年金収入 50万円 (所得 108万円)
妻 (63歳)	年金収入 10万円 (所得 0円)
固定資産税額 5万円	

	医療分	後期分	介護分	年税額
平成30年度	13万4,900円	5万600円	1万3,600円	19万9,100円
平成31年度	13万1,700円	3万9,300円	7,300円	17万8,300円
増減	△3,200円	△11,300円	△6,300円	△20,800円